

魚津市告示第59号

魚津市ふるさと寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

魚津市長 村椿 晃

1 収納の事務を委託した者

法人名	所在地	代表者名
株式会社 RCG	東京都中央区日本橋本石町 三丁目3番5号	代表取締役 天間 幸生
株式会社 SHIFT	東京都港区麻布台二丁目4番 5号メソニック 39MTビル	代表取締役 丹下 大

2 委託した事務の範囲

魚津市ふるさと寄附金の収納事務

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 収納の方法

インターネット等による公金支払の方法により収納する。